

平成 24 年 11 月 30 日

国立公園の利用・管理に関する行政評価・監視 －日光国立公園を中心として－

<調査結果に基づく通知>

栃木行政評価事務所（所長：櫻井 豊）では、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、行政評価・監視を実施しています。

今回、関東管区行政評価局、群馬行政評価事務所とともに、国立公園における自然環境の保全及び適正かつ安全な利用の増進を図る観点から、国立公園内における保護・利用施設等の整備及び維持管理状況等について平成 24 年 8 月から調査を実施し、その結果を取りまとめ、関東管区行政評価局を通じて関東地方環境事務所に必要な改善措置について通知することとしましたので、公表します。

<本件照会先>
総務省栃木行政評価事務所
評価監視官 須山（すやま）
電 話：028-651-2006
F A X：028-651-2008

調査の概要

調査の背景等

- 国立公園の中には利用者の集中による遊歩道等の損傷や植物の踏み荒らしなどの環境劣化が進行
- 不法な工作物の設置や空き缶・ゴミ等の不法廃棄などが発生
- 国立公園内の標識等による案内の充実を求める要望
- 公園内の各種施設設備等の適切な管理を求める要望
- 安全性や利便性等に関する情報提供の充実等を求める要望

【調査対象機関等】

関東地方環境事務所、奥多摩自然保護官事務所、片品自然保護官事務所、日光自然環境事務所、那須自然保護官事務所、富士五湖自然保護官事務所、県、関係団体等

【調査時期】平成24年8月～11月

調査結果の概要

- 1 環境省が直轄で整備した施設の中には、利用者に対する安全措置を講じていないものがある。地方公共団体が整備した登山道等においても、危険箇所における安全確保措置を講じていないものがある。
- 2 利用者を目的地に誘導するための標識(誘導標識)の中には、同じ場所に類似の標識が複数設置されていたり、標識の損傷や表示面の摩滅等により、利用者を混乱させるおそれのあるものがある。
- 3 国立公園内におけるシカの食害対策については一定の効果を上げているものの、シカの個体数は依然として増加しており、何らかの対策を講ずることが必要な状況。また、登山道の複線化による植生への影響が懸念

【通知日】平成24年11月30日

【通知先】関東地方環境事務所

栃木行政評価事務所の調査結果等

1 安全な国立公園の利用

制度の概要

<安全通知に基づき、安全措置を実施>

- 地元市町村等関係機関、関係団体との連携を密にし、危険箇所の利用制限等の安全対策を迅速かつ実効的に実施。
- 利用施設の設計・施工の段階で、利用者の安全を期するために十分に配慮し、供用後も定期的に安全確認のための点検を実施。
- 利用上の注意事項を表示する等により施設の安全な利用方法の周知徹底を図る など

※ 安全通知:「自然公園における利用者の安全対策について」(自然保護局長通知)

調査結果

<日光国立公園の状況>

(1)利用者に対する安全措置が講じられていないもの

地方公共団体管理施設等において、

- ・ 利用者の安全確保のための施設が破損し、安全性が損なわれているもの(2事例)
- ・ 歩道の傾斜が急になっている箇所において笹が繁茂しているため、足下が見えにくく、通行の際に足を取られるおそれがあるもの(1事例)

(2)利用施設の補修等適切な維持管理が必要なもの

地方公共団体管理施設等において、

- ・ 木道の損傷等歩道の施設の損傷・不具合がみられるもの(2事例)
- ・ 歩道の一部が草に覆われており、分かりにくくなっているもの(1事例)

固定されていない鎖場の鎖(那須連山縦走線歩道の朝日岳付近)



関東地方環境事務所に対する改善通知事項

(1)利用者に対する安全措置

地方公共団体管理施設については、国立公園の管理に係る地方公共団体、関係団体等の連携体制を活用することにより、**安全措置の実施又は施設の安全利用に係る現地情報の適切な提供の一層の推進を図ること**

(2)利用施設の維持管理

地方公共団体管理施設等については、国立公園の管理に係る地方公共団体、関係団体等の連携体制を活用することにより、**点検、補修及び適切な維持管理の推進を図ること**

2 利用者の利便性の向上

公共標識の設置及び記載事項の適正化等

制度の概要

<整備指針に基づき、公共標識の設置や記載を実施>

- 「誘導標識」 → 目的地への方向や進路についての情報(距離や所要時間等)が記載される案内標識
- 「記名標識」 → 現在地点名や当該地点から望見できる景観資源等についての情報が記載される標識
- 公共標識の乱立を避けるため、同一地点に類似の標識が存在する場合には、関係機関と協力して、標識の整理統合を図るなど

※整備指針:「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」(平成9年6月)

調査結果

<日光国立公園の状況>

合計102基の標識を調査した結果、

- ① 距離を記載することとされている誘導標識85基のうち、距離が記載されていないもの14基
- ② 同一地点に類似の標識が複数併置されているもの(1か所、中禅寺湖南岸の阿世瀉)
また、これらの標識では同一の地点(干手が浜)までの距離がそれぞれ9.7km、9.6kmと記載されている。
- ③ 標識の損傷や、記載内容が判読できないもの等6基



標識の損傷
(峰の茶屋避難小屋～牛ヶ首)

標識の摩耗
(山王峠～光徳)



関東地方環境事務所に対する改善通知事項

- ① 標識の補修又は立て替えに際しては、目的地までの距離の記載、必要に応じて所要時間を記載すること
- ② 同一地点における類似する複数の標識については、その整理の可能性について検討すること
- ③ 巡視活動等を通じて、標識の損傷、表示の摩耗等の把握及び補修等に努めること

3 国立公園の保護

シカによる食害対策の実施状況

日光国立公園

対策の概要

<戦場ヶ原シカ侵入防止柵の設置>

奥日光におけるシカの生息数増加に伴い、戦場ヶ原を中心として湿原群へのシカの侵入とそれによる湿原植生の破壊が危惧されたことから、戦場ヶ原の湿原を中心に、これを取り巻く森林植生等を含めた一帯を一体的に保全するために環境省がシカ侵入防止柵を設置

日光国立公園の調査結果

シカ侵入防止柵内では植生の回復傾向や柵で囲まれた区域内に生息するシカの頭数の減少がみられる。
なお、一部関係機関によれば、当該柵外ではシカによる食害が広範に発生していると説明

戦場ヶ原シカ侵入防止柵の内・外



戦場ヶ原周辺の状況(シカ侵入防止柵外)



尾瀬国立公園

制度の概要

<生態系維持回復事業により対策を実施>

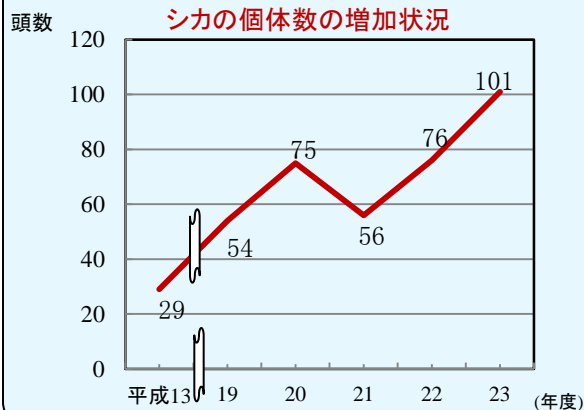
生態系の維持又は回復を図るため、平成21年の自然公園法の改正により同法第39条に基づく「生態系維持回復事業」を創設。尾瀬国立公園では22年10月21日から26年3月31日までの期間、同事業を実施し、国、地方公共団体及び関係団体等が連携してシカによる食害対策を実施

※生態系維持回復事業

自然公園における生態系を積極的に維持又は回復をしていく取組を行う際にシカや外来種の駆除といった特定の動植物を対象にした取組を個別に進めるのではなく、生態系の過程や動植物間の相互作用などに注目した総合的な取組をモニタリングに基づいて順応的に実施していく事業



尾瀬国立公園の調査結果



今後の被害の拡大が懸念

環境省が尾瀬ヶ原で実施しているライトセンサス調査(注)によると、平成22年度及び23年度はシカの個体数が大きく増加しており(13年度の約3.5倍)、関係団体等から、このままだと、尾瀬の自然環境が破壊されるとの声

(注) 夜間活動するシカの個体数などを把握するために、木道を歩きながらライトでシカの目を光らせて個体数をカウントする調査



シカの食害による湿原の裸地化(尾瀬ヶ原)

関東地方環境事務所に対する改善通知事項

関東地方環境事務所は、管内国立公園におけるシカによる食害を抑制する観点から、国立公園の管理に係る地方公共団体、関係団体等の連携体制を活用することにより、シカの個体数の調整、シカ侵入防止柵の設置等、それぞれの地域に適合した各種対策を継続的かつ総合的に進めていく必要がある。